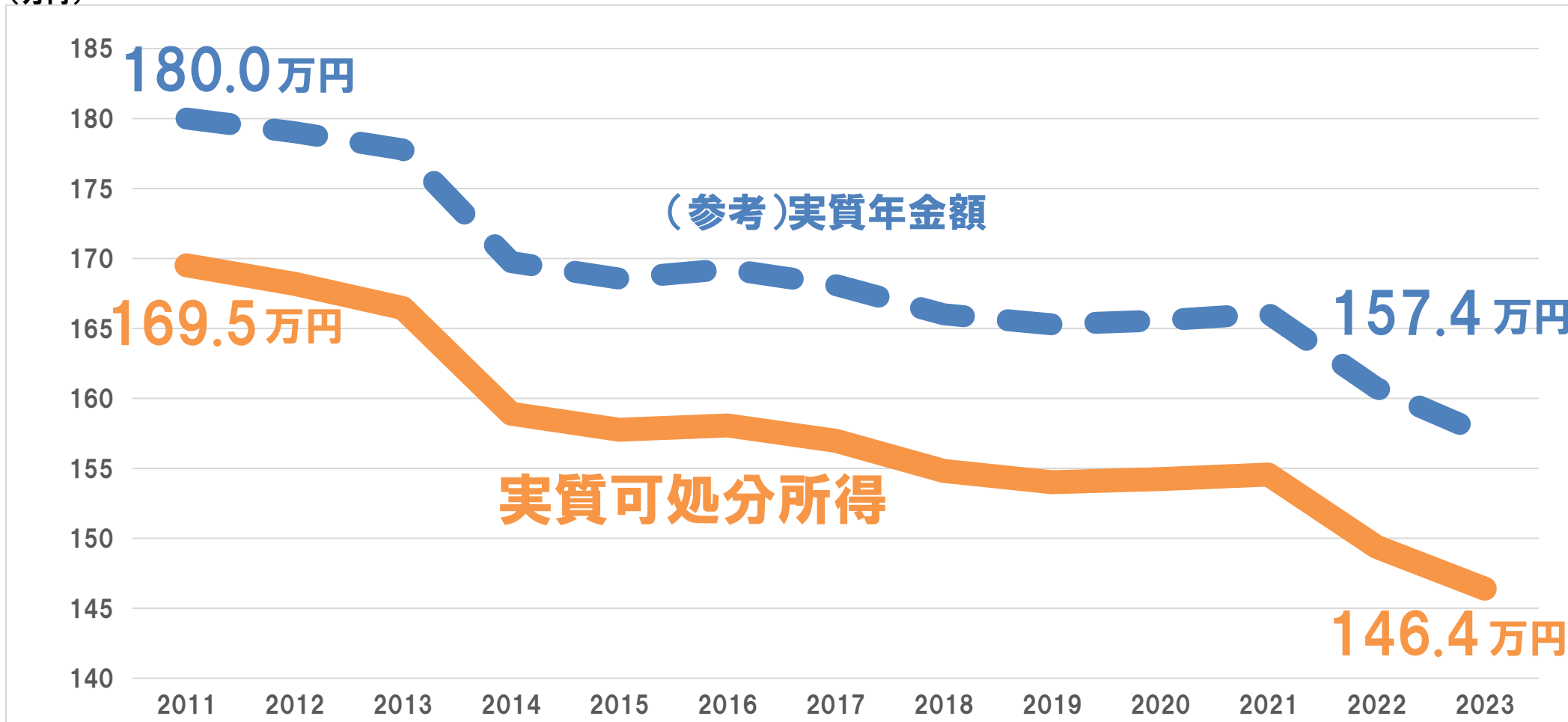


年金生活者の実質可処分所得

(万円)



2011年度の年金額が180万円だった単身者（当時75歳、新宿区在住）の実質可処分所得（暦年）の推移、単位：万円

可処分所得 = 年収 - (所得税 + 住民税 + 後期高齢者医療保険料 + 介護保険料)

「帰属家賃を除く消費者物価総合指数（2020年基準）」で可処分所得を実質化したうえで、2011年の名目可処分所得額を基準にして換算

2023年は1～9月の物価指数の平均値を用いて算出。臨時的給付金など恒常的収入でないものは可処分所得には含めていない。

（参考）は税や社会保険料を控除する前の年金額を「帰属家賃を除く消費者物価総合指数（2020年基準）」で実質化した値

